

島根県立東部高等技術校校則

(趣 旨)

第1条 この校則は、島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）（以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、島根県立東部高等技術校（以下「本校」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(教科等)

第2条 本校における訓練科ごとの教科目、訓練時間及び訓練時限等は別に定めるとおりとする。

2 規則第2条第2項に規定する臨時に設置する訓練科については、その都度定める。

(入校資格)

第3条 本校に入校できる者は規則第5条に定める者で、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 職業訓練を受けることに熱意を有する者であること。
- (2) 訓練修了後、その習得した技能に関連する職業に就くことを希望する者であること。
- (3) 受けようとする訓練職種について相当の職業適正を有する者であること。
- (4) 美容科、自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科、Webデザイン科に入校する者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校卒業以上の者又は、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認められる者であること。

(休暇等)

第4条 訓練生において、次に掲げる事項に該当したときは本人の願出によって休暇を与えることができる。また、この場合にあつては欠席の取り扱いをしないものとする。

本人の結婚 5日以内
妻の出産 2日以内
子の結婚 2日以内

忌 引

死亡した者	日 数	
	血 族	姻 族
配 偶 者	7日以内	
父 母 子	5日以内	1日
兄 弟 姉 妹	3日以内	1日
祖父母、おじ、おば おい、めい、孫	1日	

父母、配偶者及び子の祭日 年各1日

2 前項に定めるもののほか校長が必要と認める場合には休暇を与えることがある。

(訓練生の責務)

第5条 訓練生は、所期の目的を達成するため自ら積極的に訓練に励むとともに関係諸規程を遵守しなければならない。

(行為等の制限)

第6条 訓練生は、校内及びこれに準ずる場所において次の各号に掲げる行為をしようとする時は、事前に校長の許可を受けなければならない。

- (1) 集会を開催すること
 - (2) ポスター、ビラ等を掲示し又は配布すること
 - (3) 金品を集めること
 - (4) 訓練を受ける場所を除き本校の施設及び設備を使用するとき
- 2 訓練生は自動車及び単車で通校しようとするときは、事前に届出を校長に提出し、その承認を得なければならない。なお届出については、必要に応じて条件を付することがある。
- 3 前1項及び2項に定めるもの以外においても、必要に応じて校長の許可を受けなければならない。

(規 律)

第7条 訓練生は、技能者としての誇りと職業意識をもち、更に本校の訓練生としての自覚のもとに行動し、別に定める訓練生心得を遵守しなければならない。

(懲 戒)

第8条 校長は、規則第8条の規定に基づく懲戒処分のほか、次の各号の一に該当する行為について、規律保持のため訓戒を行い謹慎を命ずることができる。

- (1) 無断遅刻等授業放棄と思われる行為のある者
- (2) 訓練生間で暴力・脅迫又は、宗教・思想など強要した者
- (3) 故意による器物破損等、反社会的な行為のある者
- (4) 校敷地内における飲酒及び喫煙をした者
- (5) 自動車・単車等による悪質な道路交通法違反をした者
- (6) 万引（窃盗）など刑法に触れる行為のある者
- (7) 職員の権威を著しく傷つける行為のある者
- (8) 訓練生としての品位を損なう行為のある者
- (9) その他関係法令、諸規定に違反する行為等校長が必要と認める者

(修了の認定)

第9条 規則第9条の修了の認定は次の各号を満たす者に対して行う。

- (1) 当該訓練科が実施した訓練の80%以上を履修していること

- (2) 総合評価の得点が60%以上であり、保有する技能の程度が修了に値すると認められる者であること
 - (3) 養成施設の指定を受けた訓練科にあつては、基準の訓練時間を満たす者であること。
- 2 前項各号を満たさない者については、当該年度において補講又は追認試験、またその両方を実施し、修了を追認することができる。実施方法については別に定める。

(進級の認定)

第10条 2年課程の訓練科における進級の認定は次の各号を満たす者に対して行う。

- (1) 当該訓練科が1年次に実施した訓練の80%以上を履修していること
 - (2) 1年次の総合評価の得点が60%以上であり、保有する技能の程度が進級に値すると認められる者であること。
- 2 前項各号を満たさない者については、当該年度において補講又は追認試験、またその両方を実施し、進級を追認することができる。実施方法については別に定める。

(成績の通知)

第11条 校長は訓練生の成績等について、本人又は保護者に通知するものとする。

(届出願出)

第12条 訓練生は、県規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合には別に定める届出(願出)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 寄宿舍の入寮又は退寮するとき 指定する様式
- 2 本条に定めるもののほか、訓練生心得によるものについては別に定める。

附 則

- 1. この校則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. 平成31年4月1日一部改正